

北九保障支第2460号
令和8年3月25日

関係機関各位

北九州市保健福祉局障害者支援課
地域リハビリテーション推進課

訓練等給付に係る障害支援区分認定調査に関する一部見直しについて

平素より、本市の障害福祉行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。
障害福祉サービスの訓練等給付における障害支援区分認定調査の取扱いにつきまして、厚生労働省の「介護給付費等に係る支給決定事務等について(以下、事務処理要領)」の改定に伴い、下記のとおり運用を変更しますので、ご理解と御協力のもと、今後、本通知に基づき取扱いいただきますようお願いいたします。

記

1 変更内容

厚生労働省が令和6年3月事務処理要領を改正し、「区分を要しない訓練等給付については、訪問調査を必ずしも要しないこと」と明示したため、本市においても、訪問調査を廃止し、勘案事項整理票による聞き取り調査を基本とする。

2 対象

訓練等給付(自立生活援助、共同生活援助(※)、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労継続支援)に係る申請

※介護給付、共同生活援助(入浴、排せつまたは食事等の介護を伴う場合に限る)については、従来どおり訪問調査を継続する。

3 開始時期

令和8年4月1日以降の申請分から適用

4 参考

訓練等給付に係る障害支援区分認定調査に関するQ&A

<お問合せ先>

保健福祉局 障害者支援課(093-582-2424)

※なお、個別のケースにつきましては、各区役所保健福祉課にお問合せください。